

業務の範囲		サービス管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事するもので、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有するもの (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務又は訓練等業務に従事する者	10年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格 (4) 保育士	5年以上
上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に3年以上従事し、かつ、国家資格等※1による業務に従事する者		3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

業務の範囲		児童発達支援管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上 (ただし、当該年数から老人福祉施設等※2に従事した期間を除いた期間が3年以上あること)
		医療機関において相談支援業務に従事するもので、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有するもの (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校)における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校)において進路相談・教育相談の業務に従事した者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務又は訓練等業務に従事する者	10年以上 (ただし、当該年数から老人福祉施設等※2に従事した期間を除いた期間が3年以上あること)
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格 (4) 保育士	5年以上 (ただし、当該年数から老人福祉施設等※2に従事した期間を除いた期間が3年以上あること)
上記①の相談支援業務、上記②の直接支援業務による業務に従事した期間が通算して3年以上(老人福祉施設等※2に従事した期間を除く)かつ、国家資格等※1による業務に従事する者		5年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 別紙「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」第3号及び第5号に掲げる施設